

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成24年度 第2回 高松市景観審議会
開 催 日 時	平成24年7月30日（月） 10時00分～11時30分
開 催 場 所	高松市役所 11階 114会議室
議 題	(1) 高松市屋外広告物条例の改正に向けて (2) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上 記 理 由	—
出 席 委 員	井上 雅子, 牛山 泰博, 浦 篤正, 杉本 三枝, 増田 拓朗, 松島 学 , 渡辺 裕之, 坂本 信孝, 橋田 行子, 吉岡 和子, 高橋 涼 , 大西 泰史, 川東 祥次, 鈴木 敦子, 原内 純治, 山地 一敏
欠 席 委 員	—
オブザーバー	—
傍 聴 者	1名
担当課および 連 絡 先	都市整備局 都市計画課 Tel 839-2455 Fax 839-2452

会議経過および会議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。

次のとおり、審議会を開催した。

(1) 高松市屋外広告物条例の改正に向けて
事務局より説明

(2) その他

次回の審議会を平成24年10月9日（火）午前10時から開催する旨を確認した。

審議経過

（会長）	事務局からの説明を受け、条例改正の基本的な考え方に関して、委員の皆さんの意見を お願いしたい。
（委員）	撤去に関する補助制度の検討について、不景気等の影響で一度掲出した広告物が店舗等 の撤退後にも撤去されないものも見受けられるので、撤去に関する考え方を細かく規定し

	<p>ておいたほうがよい。</p> <p>看板を制作する立場から言うと、色彩の規制については、本来は無いほうが望ましいと考えるが、市として規制を導入する流れとなっているのなら仕方がない。色の種類が少ないと広告主を納得させられないという面もあるため、今後制度に関する周知徹底を図っていく必要がある。</p> <p>色彩の基準についてはあまり厳しくしすぎないほうがよい。例えば、赤色でも全面に使用するのではなく、何%までは利用可能といったような割合の問題もあるかと思う。紅一点の広告物でも素晴らしいものはある。</p>
(委員)	<p>不景気の影響か、まちを見渡すと「広告募集」の看板が目立っているように感じる。また、事業者と広告主で広告物に関する考え方に温度差があると思う。</p>
(委員)	<p>香川県屋外広告物条例では、これまで自家用広告物に対する規制がなかったが、本年6月に県下全域を対象とした条例の改正を行い、現行の高松市の屋外広告物条例と同様の基準を適用することとし、来年4月から施行の予定である。</p> <p>広告物は、商業や産業の活性化の観点からもある程度は必要であると考えている。高松市での条例改正に向けても、慎重に協議を進めていただきたい。禁止区域において案内用看板については基準を見直すという話があったが、風致地区などは極力景観を守っていくという考え方もあるので、こちらも慎重に検討してもらいたい。</p>
(委員)	<p>香川県においても、道路交差点から20m以内は広告板を設置してはいけないという基準が設けられることになるのか。</p>
(委員)	<p>香川県の場合は、許可地域を主要な幹線道路・鉄道・高速道路の沿道として定めており、その中で、自然景観の保全が必要な区域や高速自動車道の沿道等については、路肩からの距離制限を設けている。</p>
(委員)	<p>既存不適格広告物に対する経過措置期間をどれくらい定めるのかということも重要である。今後は条例改正について、広く県民や市民にPRすることが必要となる。</p>
(委員)	<p>違反広告物を設置する者に対して「氏名公表」を行うとあるが、具体的にはどこに公表することになるのか。</p>
(事務局)	<p>市民の方に分かりやすい形で公表を検討している。</p>
(会長)	<p>公表された場合、一般の市民にはあまり知られなくても、業界の中で仕事がやりにくくなるという面はあると考えられる。</p>
(委員)	<p>罰則を適用する事例は少ないという話も聞くが、違反広告物に対して有効な手立てはないものか。</p>

<p>(会長)</p> <p>(委員)</p> <p>(委員)</p> <p>(委員)</p> <p>(会長)</p> <p>(委員)</p> <p>(委員)</p> <p>(委員)</p>	<p>氏名公表については、撤去まではいかないものの中間的な措置として考えている。</p> <p>案内用広告物なのか、宣伝用広告物なのかという判断は難しいので、どちらに該当するのかという整理が必要である。</p> <p>広告業者や施工業者は、不要になった屋外広告物を撤去するというような規制を盛り込んでどうか。</p> <p>主要な交差点から20m以内は屋外広告物の設置を禁止するというルールについては、交通安全性の観点からもきちんと規制してもらいたい。</p> <p>規制については、場所によって強弱を付ける方法しかないように感じる。ペナルティの課し方が最も大事である。施工業者よりも広告主がルールを知らないということがよくあるため、広告主に対してもペナルティを設けるべきと考える。</p> <p>許可申請者を広告主に限定するという話があったが、これができれば状況は大分変わっていくと思う。</p> <p>広告主から申請してもらうことで、責任の所在を明らかにすることが重要である。</p> <p>市として早急に取り組む必要があるのは、規制対象地域を市全域に広げること、また、都市計画の用途地域など、土地利用と連動したルールを設定することである。高松市の取組は他都市と比べて遅れていたため、これらはすぐに効果が出るとは思っていないが、今後の指針にはなってくると考える。</p> <p>色彩の規制については、あまり規制しすぎても効果がないように感じる。景観を守るために、建築物の色彩を規制することに対しては大きな違和感はないが、広告物に関しては、何でもかんでも規制するという印象を与える恐れがある。特に景観上の配慮が必要な仏生山地区や屋島などの景観形成重点地区のみの規制でもよいのではないかと考える。</p> <p>交差点での広告物の乱立については、広告や景観だけでは処理できない問題がたくさんある。広告を出すための用地を貸す人の問題も大きく、土地利用も絡んでくるために、いちごっことなる可能性もあり十分な検討が必要である。</p> <p>香川県の取組は、市の隣接部にも波及するので、高松市と県が連携しながら、県民全体の意識啓発を図ることも必要である。</p> <p>和歌山県のように違反行為に対して是正措置を講じることは大変であると思うが、美しいまちづくりを行っていくという基本理念があることから、行政側も取り締まりをきちんとやっていくことが重要である。</p> <p>規制については、市民の景観に対する意識が高まらなければ、ルールがうまく機能しないであろう。今後、条例改正の際には十分に周知を図っていく必要がある。</p> <p>交差点での規制や色彩の規制などは、とりあえず取り組んでみることで、事例を積み重ねていくことが重要であると考えます。</p> <p>もう少し先の話になると思うが、今後このような取組を行っていく中で、住民の景観へ</p>
---	---

	<p>の評価がどのように変わったのかを検証する仕組みを設けてはどうか。住民やドライバーの意識が変わっていけば、取組への見方も変わってくるであろう。</p>
<p>(委員)</p>	<p>最近、商店街に飲食店が多く立地していたり、まちなかにコンビニが建つなど、まちの景観や田園風景の状況が大きく変わってきている。美しいまちづくりを進めていくためには、今回の屋外広告物規制の取組を頑張ってください。</p> <p>広告主や広告用の土地を貸す人は、自分たちの広告物が違反しているという意識を持っていない人も多いと考えられる。そのため、完了報告書の提出は重要と考えるので、是非取り組んでいただきたい。</p> <p>P20に手数料の見直しを行うとあるが、どの程度の見直しとなるのか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>色彩基準の導入や完了報告書の提出などにより、事務量の増加が見込まれること、また、現在導入を検討している補助制度の財源にあてることなども視野に入れて、手数料の見直しを行いたいと考えている。</p> <p>現在、100㎡以上の大規模な看板については手数料が全て一律となっているため、今後は表示面積に応じて手数料をいただくような形に修正していきたいと考えている。</p>
<p>(委員)</p>	<p>条例改正に伴い、いかに経過措置期間を短くして、変化を実感できるかが大切である。最長でも3年くらいの期間で頑張ってくださいなと思う。</p> <p>違法広告物の撤去や完了報告のチェックなど、市の人員も少ないため難しいと思う。例えば、地域コミュニティにある程度権限を委譲できれば、より強力な体制が築けるのではないか。</p>
<p>(委員)</p>	<p>交差点の規制については、景観だけでなく、やはり目立つ広告物は事故の引き金となるなど危険であることから、速やかに除去できるものはしたほうがよい。</p> <p>補助の導入について、慎重に検討するとのことであったが、補償という観点からも前向きに検討したほうがよいと感じている。ただし、だれが除去を行うのかという問題が生じてくる。設置物の所有権はどこにあるのかということについて、今後細かく検討していくことが必要である。例えば、看板しか建てられない用地については、固定資産税の減免措置などが行えればよいと考えられる。</p>
<p>(委員)</p>	<p>規制や罰則の話が多く出ていたが、京都市では、良いデザインの広告物の表彰などを行っている。よい取組を行っている人のモチベーションも上がるため、これらの取組みについても検討してみてもどうか。</p> <p>観光的な観点から考えると、道案内を全てなくすというのはやはり不便な面もあることから、案内看板についてはデザインや色彩などを考慮した上で、一定程度は必要であると感じている。</p> <p>現在の高松市の取組について、周辺の自治体にも情報提供をしてはどうか。高松市の規制が厳しくなると、まわりの自治体で広告物が増えること等も懸念される。</p>